

電気料金プラン定義書

【従量電灯Bプラン】

(中国電力エリア)

山陰酸素工業株式会社

目次

1. 実施期日	2
2. 定義.....	2
3. 適用.....	2
4. 電気料金	3
5. 契約容量の変更	3
6. 本定義書の変更および廃止	3

別表

電気料金種別定義書【従量電灯Bプラン】（中国電力エリア）（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下、電気需給約款といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。本定義書は以下の地域に適用します。ただし、離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります）は除きます。

鳥取県、島根県（隠岐島を除く）、広島県

なお、本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

本定義書は、2024年4月1日以降の検針日の翌日から実施し、申し込みされ、その後、当社が承諾し契約に至った契約に対して適用します。

2. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気需給約款によるものとします。

3. 適用

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次に該当し、当社が承諾した場合に適用します。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当社又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧ボルト(ボルト)} \times \frac{1}{1000}$$

別 表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 契約期間

2024年4月1日以降の検針日の翌日から2025年3月31日

ロ. 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0373$$

$$\beta = 0.5455$$

$$\gamma = 0.3490$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

ハ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごと次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 58,800 \text{円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

ニ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
前年の11月1日から1月31日までの期間	その年の4月分の料金にかかる計量期間等
前年の12月1日から2月28日までの期間 (前年が閏年の場合は、2月29日までの期間)	その年の5月分の料金にかかる計量期間等
1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金にかかる計量期間等

2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金にかかる計量期間等
3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金にかかる計量期間等
4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金にかかる計量期間等
5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金にかかる計量期間等
6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金にかかる計量期間等
7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金にかかる計量期間等
8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金にかかる計量期間等
9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金にかかる計量期間等
10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金にかかる計量期間等

ホ. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

- (2) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

単価 1キロワット時につき	9 銭 5 厘
------------------	---------